

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 就職促進給付金を支給することができる者として、沿海旅客海運業（定期航路事業に係るものに限る。）及び内航海運業に従事していた船員であつて当該各事業の規模の縮小等に伴い平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間に離職を余儀なくされたものうち、再び船員にならうとする者を定めるものとする。 （第一条関係）

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする。 （附則関係）